

平成27年5月19日
第2回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

司法書士の活用について

委員 今川 嘉典
日本司法書士会連合会副会長

関連する司法書士の主な業務

登記手続の代理
(相続登記など)

裁判所へ提出する書類の作成
(遺産分割調停申立など)

相談

簡易裁判所における
民事事件の訴訟代理等
(不動産の時効取得など)

成年後見人
相続財産管理人
不在者財産管理人

関連する司法書士実務の現状

○相続人からの依頼

- ・ 相続人調査、遺産分割協議書の作成、相続登記
相続登記件数年間約101万件（2013年法務省登記統計）
司法書士一人あたり年間40件超
- ・ 成年後見人、財産管理人（不在者財産管理人、相続財産管理人）の選任申立・就任
- ・ 遺産分割調停の申立

○事業体（市区町村等）からの委託

- ・ 東日本大震災復興事業
- ・ 空き家対策事業等

* 別紙資料（アンケート調査結果）参照

土地に関する施策の流れと提言

1 施策・制度広報

2 所有者の所在の調査

3 法定相続人の調査

4 相続人の確定

遺産分割協議 → 相続登記

財産管理人制度の利用

5 事業実施

1 施策・制度広報

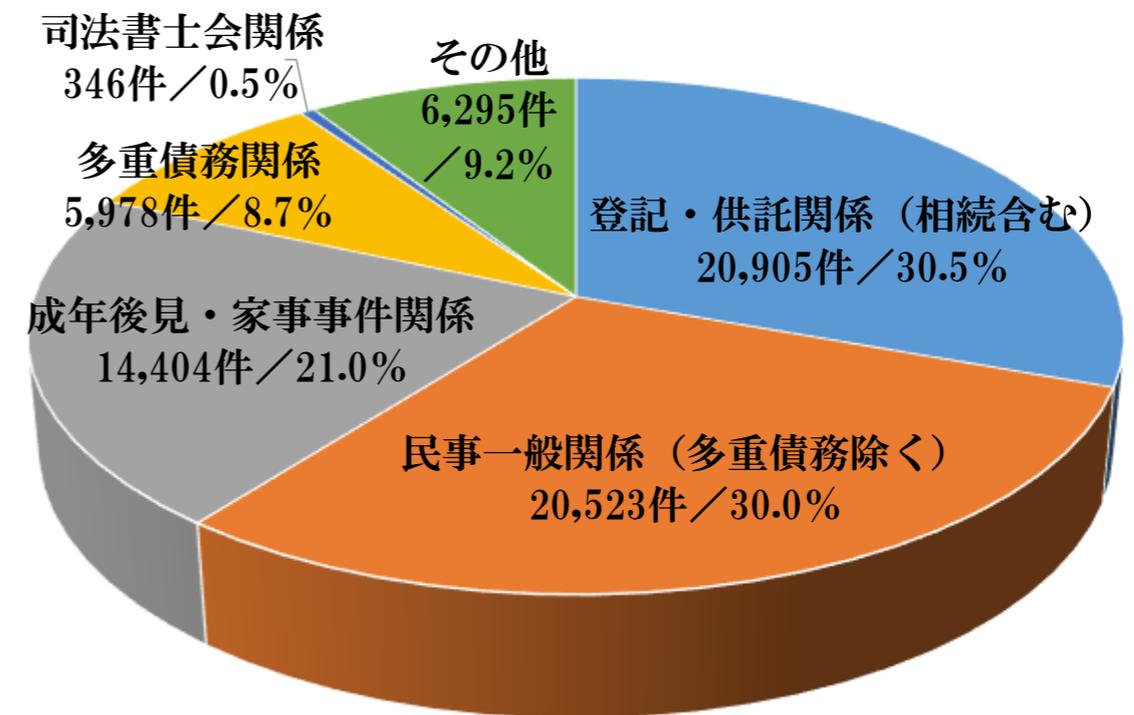
- 各地の司法書士会相談窓口の利用
市民→司法書士会（現状）

さらに

市民→市区町村→司法書士会
市区町村担当者→司法書士会

- 政策課題・事業目的を踏まえた相談等
- 司法書士による市民に対する啓発活動

全国の司法書士総合相談センターの
相談件数（平成25年度）～全国144カ所～
合計相談数 68,451件



2 所有者の所在の調査

現状

登記記録上の住所・氏名を手掛かりとする調査の限界

- ・ 消除、改正された住民票除票及び除籍、改正された戸籍附票の保存期間5年（住民基本台帳法施行令34条1項）による調査困難
- ・ 本籍地不明により、戸籍又は戸籍附票による調査困難



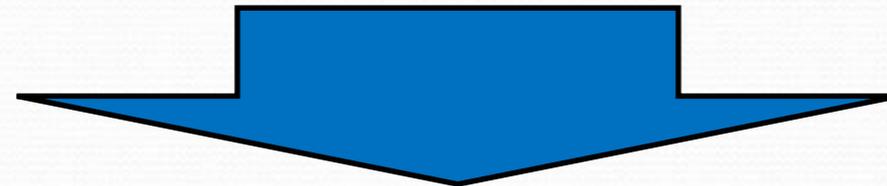
提言

保存期間の延長（データ化された情報の保管の容易さ）
自治体情報（固定資産税情報等）交換システムの制度化
名寄せの広域化（市区町村単位から都道府県単位へ）

3 法定相続人の調査

課題

- 市区町村のマンパワー不足
- 所有者の探索に精通していない
- 隠れコストの存在



提言

- 司法書士の専門スキル（経験、実務能力）の利用
→時間短縮・コストダウン・正確性の向上
- 担当職員の調査権限の明確化
- 戸籍の公用請求の運用改善と管理の徹底

4 相続人(所有権者)の確定 ①

○遺産分割協議から相続登記について

遺産分割協議の支援 ～事業目的を明確にした上で～

- ①相続に係る必要な知識・情報等の判断材料の提供
- ②相続人の合意による分割協議書の作成



相続登記申請

事業実施に関する同意

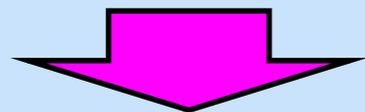
○「紛争のある」事案の場合は

遺産分割調停申立書の作成による本人自らが行う調停の支援

4 相続人(所有権者)の確定②

困難事例について

1. 全員の相続放棄
2. 行方不明者の存在
3. 認知症高齢者の存在
4. その他



成年後見制度・財産管理人制度の利用

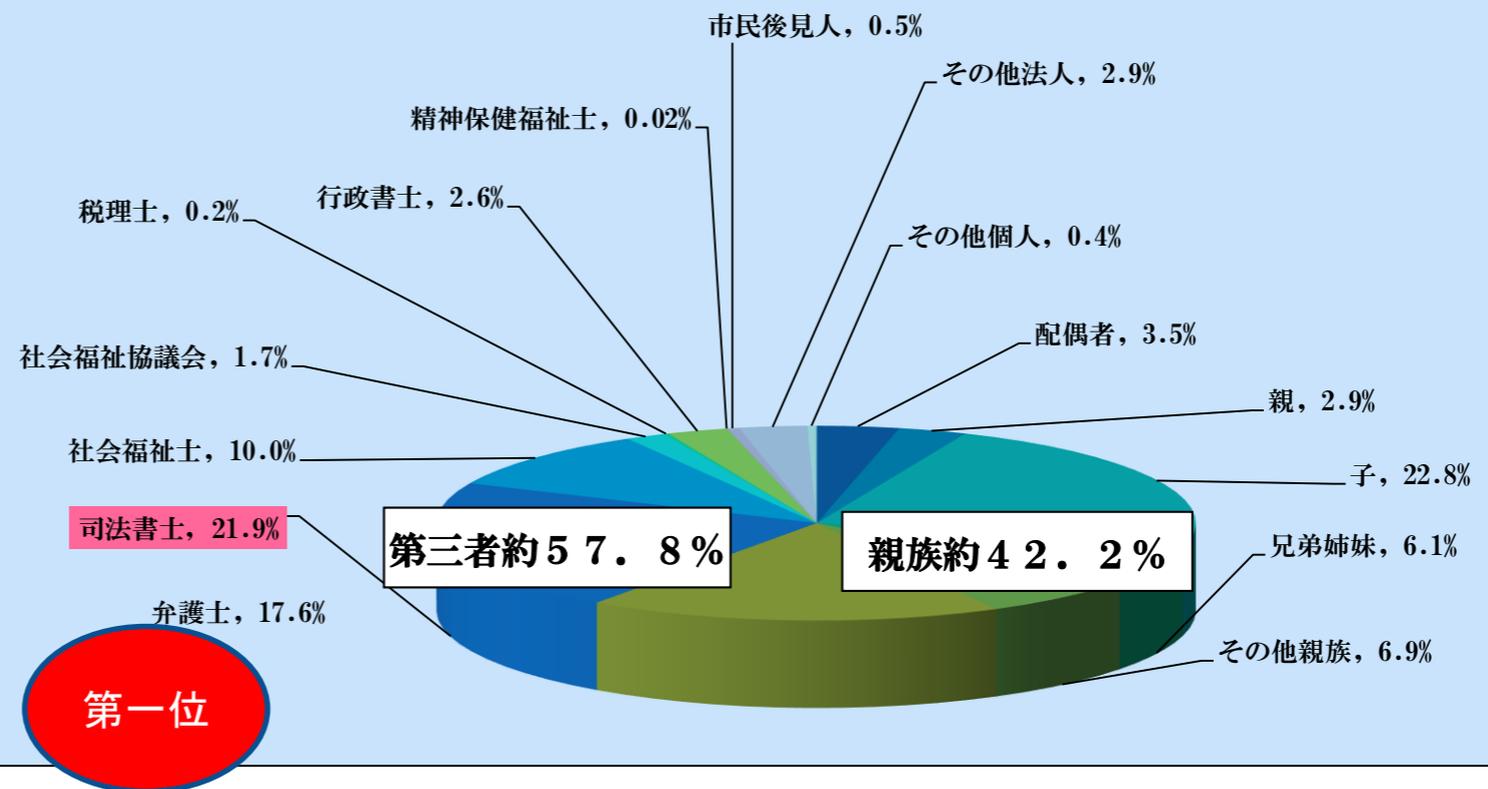


- ◆ 司法書士の経験、実務能力の利用
- ・ 市区町村長の申立の利用
- 促進・制度整備

成年後見人等と本人との関係 (実績)

最高裁公表資料「成年後見関係事件の概要」引用

平成25年



親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたもの

司法書士：7,295件/弁護士：5,870件/社会福祉士：3,332件/法人：959件

5 事業実施

さらなる

- 司法書士会と市区町村との **連携強化**
 - ①協議会等への参加（他の専門家含む協働体制）
 - ②市民向けセミナーの共催
 - ③相談担当司法書士・受託司法書士の紹介システムの構築

提言

- 市区町村等が司法書士・土地家屋調査士を利用する場合の予算措置
- 後見人・財産管理人の費用負担の予算措置
- 相続登記にかかる登録免許税の減免措置制度の導入

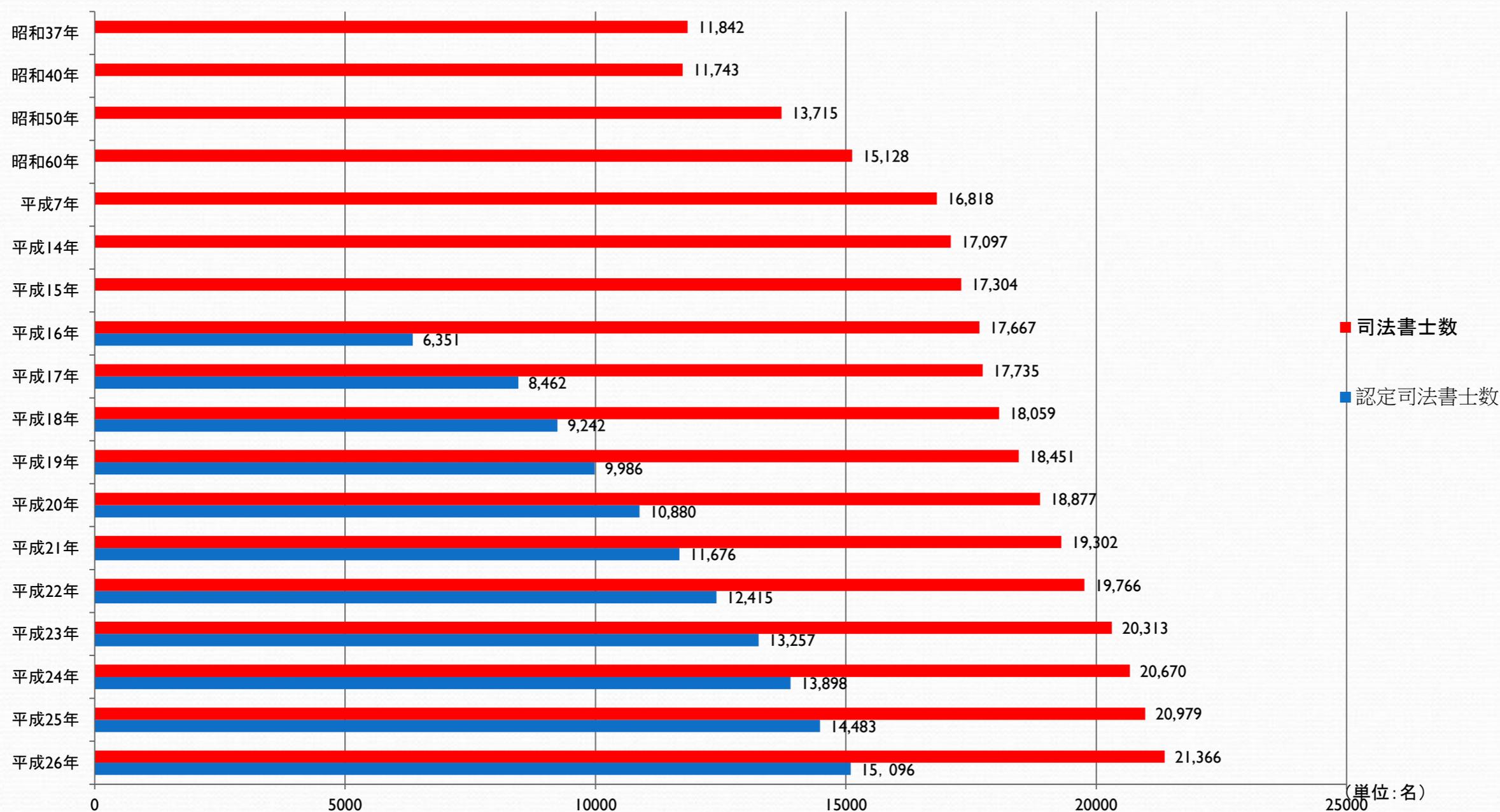
ありがとうございました。

委員 今川 嘉典
日本司法書士会連合会副会長

平成27年5月19日

第2回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

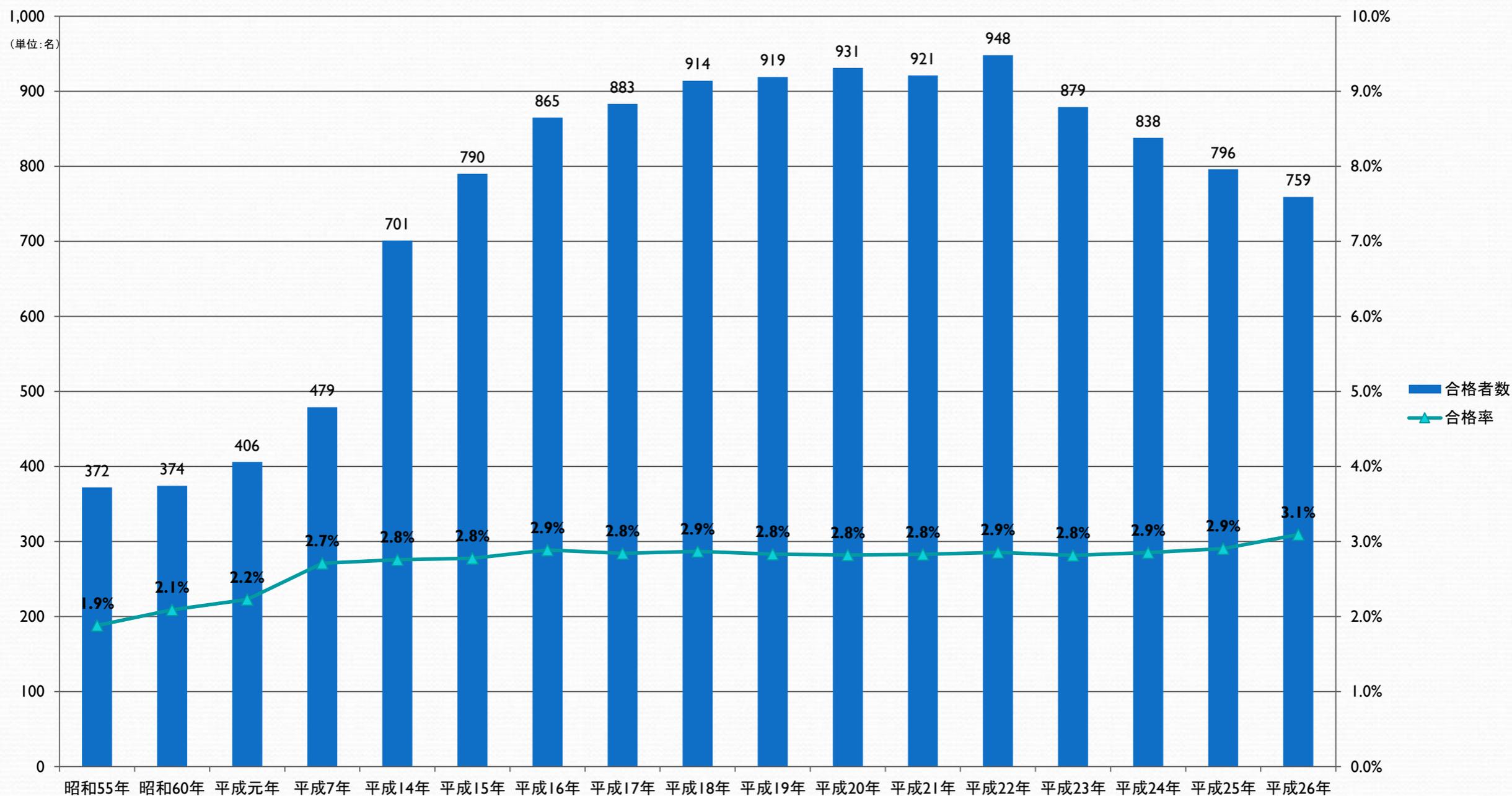
司法書士の人口



平成27年5月19日

第2回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

司法書士試験の合格率と合格者数

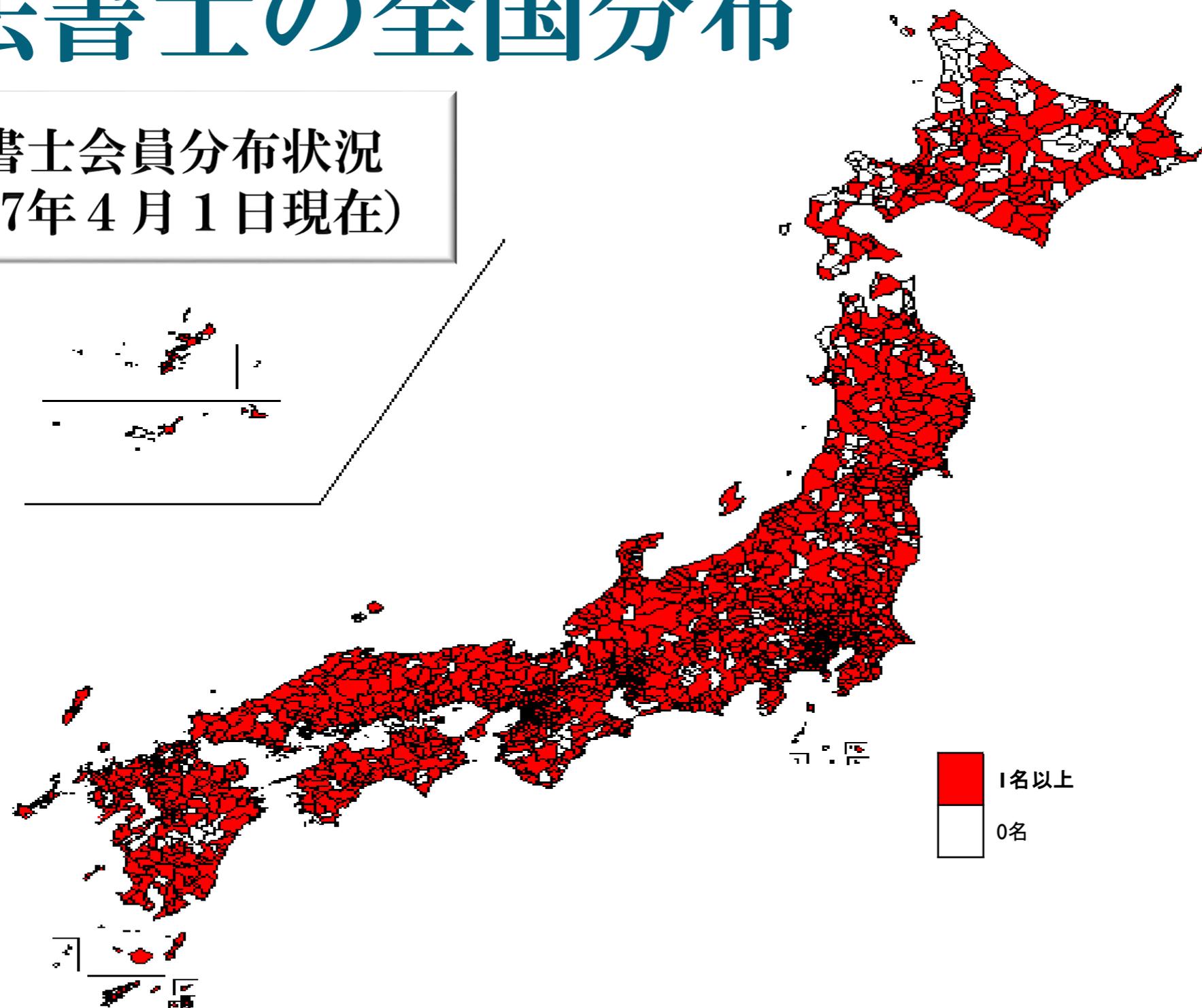


平成27年5月19日

第2回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

司法書士の全国分布

司法書士会員分布状況
(平成27年4月1日現在)



平成27年5月19日

第2回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

司法書士業務（第3条）

第3条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- 四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。
- 五 前各号の事務について相談に応ずること。

平成27年5月19日

第2回所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

司法書士試験（第6条）

（試験の方法及び内容等）

法務大臣は、毎年一回以上、司法書士試験を行わなければならない。

2 司法書士試験は、次に掲げる事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験に合格した者について行う。

- 一 憲法、民法、商法及び刑法に関する知識
- 二 登記、供託及び訴訟に関する知識
- 三 その他第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力